Ｑ＆Ａ

番号	関連	質問	回答
1	申請条件	資料の提出方法について知りたい。	原則、電子（しがネット・メール）での提出をお願いしております。 （宛先：coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp） 電子機器の使用が困難な場合に限り、FAX・郵送での提出を受け付けております。
2	申請条件	これから購入予定である。 事前に申請は可能か。	可能です。 令和5年3月10日～令和6年3月31日迄の納品物が対象です。
3	申請条件	確保事業の申請条件を知りたい。	以下の項目を全て満たすことが要件になります。 ①令和5年3月10日以降に初めて外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）として対応を行っていること。 ②少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行うこと。 ③令和5年10月1日以降に申請する場合は、令和5年9月30日までに本補助金の交付を受けていないこと。
4	申請条件	内科ではない整形外科や泌尿科専門院でも申請可能か。	Q3に記載の項目を全て満たせば対象となります。
5	申請条件	これまで他の補助金を受けているが申請可能か。	可能です。 ※同じ資材に対して、複数の補助金を併用することはできません。 ※各補助金の目的に沿ってご使用ください。
6	申請条件	令和5年3月10日以降に初めて外来対応医療機関として対応しているが、かかりつけ患者を中心に診療している。 また、検査を行っていないので、他院へ紹介しているが、この対応でも申請可能か。	Q3記載の要件を全て満たせば申請可能です。
7	申請条件	届いた資料のQRコードが読み取れない。	メールアドレスを確認させていただき資料を送付いたします。
8	申請条件	申請後の流れを知りたい。	基本的な流れは以下のとおりです。 ①申請 ②申請内容確認 ③交付決定（書面で通知） ④発注 ⑤実績報告 ⑥額の確定 ⑦支払い ※令和7年度までに仕入れ控除税額を確認。
9	申請条件	（業者様からの問） 事業を知らない顧客がいる。 対象でないのか。	令和5年3月10日以降、初めて外来対応医療機関として対応を行っている医療機関にご案内しています。 ご案内の文書が届いていない場合は、対象に含まれないことが考えられます。
10	申請条件	リースは補助の対象に含まれるか。	対象経費には、賃借料も含まれます。 しかし、補助の対象は、令和6年3月31日までの経費であり、対象期間外の経費は含まれません。
11	申請条件	以前に診療・検査医療機関として対応していたが、院の都合で一時期指定を解除した。今回新たに、指定を受けるが当該事業に申請可能か。	申請できません。 申請要件として、令和5年3月10日以降に初めて外来対応医療機関として対応を行っている医療機関になります。

12	申請条件	上半期に本補助金を限度額以下で利用したが、再度申請は可能か。	不可。 以下の項目を全て満たすことが要件になります。 ①令和5年3月10日以降に初めて外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）として対応を行っていること。 ②少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行うこと。 ③令和5年10月1日以降に申請する場合は、令和5年9月30日までに本補助金の交付を受けていないこと。
13	対象	見積りは自院でするのか。	ご認識のとおりです。 本事業は、各医院で購入したものに補助を行うものです。
14	対象	令和5年4月に購入したが、対象となるか。	対象となります。 令和5年3月10日～令和6年3月31日迄に実施された事業が対象となります。
15	対象	買う前と後、どちらで申請するのか。	基本は、補助金の交付が確定してから、購入いただくことが多いですが、本補助金の性質上、令和5年3月10日～令和6年3月31日迄の納品されたものに対して補助を行うため、どちらの場合も申請可能です。 買った後に申請する場合は、申請の条件、補助対象、限度額等、よくご確認ください。 ※申請期限にはご留意願います。
16	対象	限度額を超えるとどうなるか。補助率は。	補助率は10／10です。 限度額を超過した分の費用は、補助の対象外となります。
17	対象	県が用意した備品がもらえるのか、医院で必要なものを購入したものに補助がでるのか。	医院で購入されたものに補助を行う事業です。
18	対象	見積書やカタログ等の添付は必要か。	金額算出の根拠として提出をお願いしています。
19	対象	業者の見積りが遅くなる。 どのような額で算出したらいいか。	見積りが届き次第、速やかに申請してください。
20	対象	消耗品は対象となるか。	対象に含まれます。
21	対象	補助対象となる経費はどのようなものが含まれるか。	外来対応医療機関の新設に必要不可欠な初度設備等が対象に含まれます。
22	対象	ホームページの新規開設にかかる費用は対象となるか。	対象になりません。 既存のホームページに外来対応医療機関であることを明記するための改修費は対象となります。
23	設備整備	「外来対応医療機関設備整備事業」という補助金があるがこちらも併せて申請できるか。	申請条件に該当する場合は可能です。 県ホームページでご案内しておりますのでご確認ください。 事業の実施については、ホームページでご案内のとおりです。
24	実施後	思いのほか患者が殺到し、ホームページの公表を取り下げたいが可能か。	補助を取り下げる場合は、可能です。 要綱のとおり、令和5年度中は外来対応医療機関として対応（県ホームページに掲載）いただく必要があります。
25	実施後	事業の実績報告はいつまでに行う必要があるか。	事業完了後、1月以内の報告をお願いします。